

福津市にお住まいの
児童生徒の保護者 様

福津市教育委員会
学校教育課

就学援助のお知らせ

福津市教育委員会では、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し就学費用を援助しています。この援助に該当されると思われる方は、下記事項を参照のうえ、期限までに申請してください。申請書は、福津市役所学校教育課窓口、教育委員会ホームページ、学校で入手できます。

1. 援助の対象者

- (ア) 生活保護世帯(修学旅行実施学年の児童生徒のみ)
- (イ) 生活保護に準じる程度、経済的に困窮している世帯
- ① 市民税の非課税世帯
 - ② 国民年金の掛金が免除されている世帯
 - ③ 児童扶養手当の受給者
 - ④ 前年度における当該世帯の合計所得が、生活保護基準の基準生活費の額、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額以内の場合

2. 申請方法

- (ア) 必要書類「令和4年度就学援助費受給申請兼世帯票」(1世帯1部)
- (イ) 添付書類(以下に該当する場合は申請書と併せて提出してください。)

添付書類が必要な方	必要な添付書類
申請理由が「児童扶養手当受給」	・現在お持ちの受給証書の写し(1部)
申請理由が「国民年金保険料免除」	・免除されていることが分かる通知等の写し(世帯全員分各1部)
令和4年1月2日以降に福津市に転入された方で、申請理由が「非課税」「その他」の場合	・令和4年度課税所得証明書(世帯全員分各1部) ※令和4年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村税担当課までお問い合わせください。なお令和4年度証明書の発行時期は6月上旬頃からです。

※その他、認定に必要な書類がある場合は、教育委員会から連絡することがあります。

(ウ) 提出方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類が必要な場合はそれを申請書に添付し、教育委員会学校教育課に提出してください。

(エ) 提出期限 **令和4年6月10日(金)**

- ※ 提出期限内に申請書を提出された場合は、4月に遡って援助費を支給します。
- ※ 6月13日(月)以降に申請された場合は、援助費が申請月の分からしか支給できませんので、必ず期限内に申請してください。

3. 就学援助の決定

就学援助の認定については、令和3年中の所得（世帯全員分）の審査等により行います。申告されていない場合や所得状況、世帯の状況等が不明な場合は認定できないことがあります。

※申請にあたっての誓約事項を守られない場合、認定を取り消すことがありますのでお気を付けてください。

4. 援助の対象費用

(ア) 生活保護世帯(修学旅行実施学年の児童生徒のみ対象)

・修学旅行の実費等

(イ) 生活保護に準じる世帯

- ①学用品費・通学用品費 ②校外活動費 ③新入学児童生徒学用品費 ④修学旅行費
⑤給食費 ⑥医療費(トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病※学校健康診断結果により要した医療費が対象
※)自己負担額3,600円以下

※学校での健康診断結果により、医療機関に通院された場合はお申し出ください。

5. 支給回数及び支給予定時期

援助費は年3回(9月末、1月末、3月末予定)に分けて支給します。

6. その他

新入学学用品費の入学前支給を受けられた方であっても、給食費や校外活動費等の支給を希望される場合は、必ず申請してください。

7. 問い合わせ・提出先

〒811-3293

福津市中央1丁目1-1 福津市役所 別館2F

福津市教育委員会 学校教育課 学務係

TEL:0940-62-5090 FAX:0940-43-9004